

定 款

公益社団法人 糖 業 協 会

平成 23 年 10 月 18 日	公益社団法人認定
平成 23 年 11 月 1 日	公益社団法人設立・施行
平成 28 年 6 月 20 日	一部改定
平成 29 年 6 月 20 日	一部改定
令和 1 年 6 月 20 日	一部改定
令和 6 年 6 月 21 日	一部改定

目 次

1. 第 1 章	総則 (1 頁)
2. 第 2 章	会員 (2 頁)
3. 第 3 章	社員総会 (3 頁)
4. 第 4 章	役員等 (5 頁)
5. 第 5 章	理事会 (9 頁)
6. 第 6 章	基金 (11 頁)
7. 第 7 章	評議員会 (11 頁) (削除)
8. 第 8 章	財産及び会計 (12 頁)
9. 第 9 章	事務局 (13 頁)
10. 第 10 章	監査法人 (14 頁)
11. 第 11 章	定款の変更等 (15 頁)
12. 第 12 章	公益目的取得財産残額の贈与等 (16 頁)
13. 第 13 章	専門委員会 (16 頁)
14. 第 14 章	情報公開 (16 頁)
附則	(17 頁)

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、公益社団法人糖業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条

本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。従たる事務所の変更及び廃止についても同様とする。

(目的)

第3条

本協会は、以下の事項を目的とする。

糖類に関する正しい知識の普及・啓発、調査研究及び糖類の技術・研究開発に必要な事業を行い、また広く食育の推進を図りもって国民生活の向上と社会の利益に貢献すると共に文化的財産と評価される美術品の維持・公開を図って、文化の保全・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 糖類に関する正しい知識の普及・啓発のための事業及び食の安全を基本とした食育推進事業
 - (2) 糖類に関する調査研究活動に対する助成及び糖類に関する公益活動を行う団体への助成事業
 - (3) 糖類に関する情報の収集・整理及び提供事業
 - (4) 糖類の生産性の向上並びに品質及び供給の安定を図るために必要な事業
 - (5) 本協会の所蔵する絵画等のうち、特定美術品を適切な管理のもとで、現状維持に努め定期的に公開すると共に官公庁等の美術館に貸し出すことにより広く国民の文化の発展に寄与する事業
 - (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については本邦及び海外において行う。

(規約)

第5条

この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める各種規約（「規則」及び「規定」をいう。以下同じ。）で定める。

第2章 会員

(種別)

第6条

本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 糖業を営み又はこれに関連する業務に従事し、又は従事したことがあり、本協会の目的に賛同して入会した法人、団体及び個人
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、本協会の事業を賛助するため入会した法人、団体及び個人

2 前項の正会員及び賛助会員（以下、両者を併せて「会員」という。）は、法人会員及び個人会員とし、法人会員には団体である会員を含むものとする。

3 賛助会員は、本協会が発行する資料等の配布を受けるほか、本協会の施設を使用することができる。また、理事会の決議により、本協会の事業に参加することができる。

(入会)

第7条

本協会の会員になろうとする法人、団体又は個人（以下「入会申込者」という。）は、理事会が別に定める入会申込書を理事長（一般社団法人法第91条第1項第1号に規定する「代表理事」をいう。以下同じ）に提出し、入会申込につき理事会の承認を受けなければならない。理事長は、理事会の承認があったときは、その旨を入会申込者に通知する。

2 入会申込者は、前項の通知を受領し、次条第1項の入会金又は同条第2項の賛助会員入会金を納入したときに会員となる。

(入会金及び会費)

第8条

正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費（以下、両者を併せて「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会員入会金及び賛助会費（以下、併せて「賛助会費等」という。）を納入しなければならない。

3 本協会は、会員に対し、ひとたび納入を受けた会費等及び賛助会費等を、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第9条

会員は、理事会の決議を経て別に定める退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条

会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、第20条第3項第1号

の決議に基づき、除名をすることができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与える。

- (1) 本協会の秩序を乱したとき
- (2) 本協会の名誉、品位を毀損する行為をしたとき
- (3) その他、正当な事由のあるとき

2 理事長は、前項の除名の決議があったときは、その旨を、当該会員に通知する。

(会員の資格喪失)

第11条

会員は、次の各号の一に該当するときは、本協会を退会する。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき
- (2) 会員たる資格要件を喪失したとき
- (3) 後見開始若しくは保佐開始の審判を受け、又は、破産手続開始決定を受けたとき
- (4) 引き続き2年以上会費又は賛助会費の納入をしない会員について、理事会が退会の決議をしたとき
- (5) 総社員の同意があったとき
- (6) 死亡又は解散したとき
- (7) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第12条

会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失前に発生した本協会に対する義務は、これを免れることができない。

(届出)

第13条

会員は、その氏名又は住所（会員が法人会員の場合、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なくその旨を本協会に届け出なければならない。

2 正会員が法人会員である場合には、予め書面をもって、正会員の代表者としてその権利を行使する者を本協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第3章 社員総会

(種類)

第14条

本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 正会員は、1名につき1つの議決権を有する。

(権限)

第16条

社員総会は一般社団法人法に規定する事項及びこの定款第20条第2項各号及び第3項各号で定める事項に限り決議する。

2 前項の規定に拘わらず、個々の社員総会においては、第18条第4項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

(開催)

第17条

定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、請求があったとき

(招集)

第18条

社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その日から6週間以内の日を会日とする臨時社員総会を招集しなければならない。

3 理事会は、社員総会を招集するときは、次の事項を決議しなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項

(3) 前各号に掲げるものの他、法務省令で定める事項

4 社員総会を招集するときは、その日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事の順でこれに当たる。なお、該当者なきときは、あらかじめ理事会が定めた順序にしたがい、当該理事がこれに当る。

(決議の方法)

第20条

社員総会は、総正会員数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

2 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、本項各号に規定する事項を含め、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う（以下、本項に基づく

決議を「社員総会普通決議」という。)

- (1) 役員を選任
 - (2) 第58条第1項に記載された財産目録等の承認
 - (3) 入会金、会費の金額の変更
 - (4) 一取引1,000,000,000円以上の長期借入金の借り入れ
 - (5) 事業の一部譲渡
 - (6) 理事会において社員総会に付議した事項(但し、次項に規定する事項を除く。)
- 3 次の各号の一に定める事項は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う(以下、本項に基づく決議を「社員総会特別決議」という。)

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 一般社団法人法第113条の規定に基づく役員の本協会に対する損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(代理人による議決権行使等)

第21条

社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、本協会所定の形式による委任状を本協会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使した正会員は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条

社員総会の議事については、一般社団法人法第57条の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所にその原本を、5年間従たる事務所にその写しを、備え置かななければならない。

第4章 役員等

(役員の数)

第23条

本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上11名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。また、理事長以外の理事のうち3名以内を一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第24条

理事及び監事は、社員総会の決議によって、正会員又は正会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任する。但し、社員総会で必要と認めるときは、監事1名に限り、正会員又は正会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から選任することができる。なお、監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 理事長は、理事の中から理事会の決議により選任する。また、業務執行理事は、理事の中から理事会の決議により選任することができる。

3 理事会は、理事会の決議によって、理事の中から副理事長及び専務理事を選任することができる。

4 一般社団法人法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

5 監事は、本協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「公益法人認定法施行令」という）第4条で定める特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 同一業界及びその関連団体（公益法人またはこれに準ずるものとして公益法人認定法施行令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益法人認定法施行令5条で定める者である理事の合計数は、理事の現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする（但し、監事が2名以下の場合、同一業界関係者は、各1名以下とする）。但し、業界の区分は中分類に基くものとし、別に規約で定める。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出る。

(理事の職務・権限)

第25条

理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本協会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議により定める職務分掌に基づき本協会の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、理事長、及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 6 理事長及び業務執行理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 本協会の業務、財産及び会計の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集の請求をすること。但し、当該請求があつたときから5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集通知が発せられない場合、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第27条

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員が欠けた場合、又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての職務を行わなければならない。
- 4 理事長が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(解任)

第28条

理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第29条

常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事に対しては、一人につき各事業年度10,000,000円の範囲内で、また、非常勤理事に対しては一人につき各事業年度1,000,000円の範囲内で、理事会の定める役員報酬規定により報酬を支払うことができる。
- 3 非常勤監事に対しては、一人につき各事業年度1,000,000円の範囲内で報酬を支払うことができるものとし、監事の報酬額については、監事の協議によって定める。
- 4 理事長及び業務執行理事に対しては、一人につき10,000,000円の範囲内で、理事会の定める役員報酬規定を基準にした退職慰労金を支払うことができる。

(取引の制限)

第30条

理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第31条

本協会は、役員の本協会に対する一般社団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役及び顧問)

第32条

本協会に、若干名の相談役及び顧問を置くことができる。但し、無報酬とする。

- 2 相談役及び顧問は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱及び解任できる。
- 3 相談役は、本協会運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

第5章 理事会

(理事会の設置、構成)

第33条

本協会に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条

理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長その他役職理事の選定及び解職並びに相談役及び顧問の委嘱及び解任。

(開催)

第35条

理事会は、毎事業年度2回以上開催しなくてはならない。

- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に対し、招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、当該請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第26条第5号の規定により、監事から、理事長に対し、招集の請求があったとき、又は当該監事が招集したとき

(招集)

第36条

理事会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号及び第4号後段の場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から2週間以内の日を会日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、通知しなければならない。
- 4 前項の規定に拘わらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事の順でこれに当たる。なお、該当者なきときは、あらかじめ理事会がめた順序にしたいが、当該理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第38条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第40条

理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般社団法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第41条

理事会の議事については、一般社団法人法第95条で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。理事長が欠席の場合は、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第43条

本協会は、社員又は第三者に対し、一般社団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第44条

基金の募集、割り当て、払い込み等の手続、基金の管理及び返還等の取扱いは基金取扱規約による。

(基金拠出者の権利)

第45条

本協会は、解散のときまで基金を拠出者に返還しない。

- 2 本協会に対する基金拠出者の権利は、他人に譲渡、質入れ又は信託することができない。

(基金返還の手続)

第46条

前条第1項の規定に拘わらず、本協会は、定時社員総会の決議により、一般社団法人法第141条第2項の限度額の範囲内で、基金の返還をすることができる。

(代替基金の積み立て)

第47条

本協会は、基金の返還をする場合、返還する基金に相当する代替基金を計上し、当該代替基金の取り崩しは行わない。

第7章 (削除)

第48条 (削除)

第49条 (削除)

第50条 (削除)

第8章 財産及び会計

(財産の運用、管理)

第51条

本協会の財産の管理、運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める。

(事業年度)

第52条

本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の種別)

第53条

本協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は次の各号をもって構成する。

- (1) 本協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産
- (2) 公益認定法第5条第16号に規定する、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。）

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第54条

基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産及び公益目的不可欠特定財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(経費支弁の方法等)

第55条

本協会の経費は、財産の額を超えて支弁してはならない。

(借入金)

第56条

本協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、借入金の借入れをすることができる。

2 本協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、社員総会の議決を得て、一取引1,000,000,000円以上の長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第57条

理事長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達並びに設備投資の見込みを記載した書類（以下、本条において「事業計画書等」という。）を作成し、理事会の承認を得なければならない。また、理事長は、当該事業年度開始後、最初に行われる社員総会において、事業計画書等の概略を報告しなければな

らない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 理事長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、前項の事業計画書等を、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第58条

本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告、及び貸借対照表、正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下、本条で「財産目録等」という。）を作成し、監事及び監査法人の監査を受け、理事会の承認を得た上、定時社員総会で承認を得なければならない。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(会計原則等)

第59条

本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規則によるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第60条

本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人は、理事会の決議に基づき任免する。
- 4 前項に定めるほか、事務局及び職員に関する重要事項は、理事会の決議を得て、理事長が定める。

(事務局の業務の遂行)

第61条

事務局の業務の遂行等の方法については、理事会が規定に定めるもののほか、理事長が別に細則で定める。

(備付け帳簿、書類)

第62条

本協会は、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 社員総会で議決権を代理行使した場合の委任状
 - (4) 社員総会で書面による議決権行使をした場合の議決権行使書
 - (5) 社員総会の決議の省略があった場合の正会員の同意書
 - (6) 社員総会議事録
 - (7) 第39条により理事会の決議の省略をした場合の理事の同意書
 - (8) 理事会議事録
 - (9) 会計帳簿
 - (10) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
 - (11) 各事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び監査報告書
 - (12) 財産目録
 - (13) 役員名簿
 - (14) 定款を補足する全ての規約
 - (15) 運営組織及び事業活動の概要及び公益法人認定法第18条に係る事項に関する数値のうち重要なもの（公益目的取得財産残額等）を記載した書類
 - (16) 許認可等及び登記に関する書類
 - (17) その他法令で定める書類
- 2 前項第1号、第6号及び第10号、第11号、第12号乃至第15号に掲げる書類については、従たる事務所にも備え置く。
- 3 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第72条に定める情報公開規約によるものとする。

第10章 監査法人

(監査法人)

第63条

本協会は、理事会の決定により、その選任する監査法人の監査を受けるものとする。
なお、本章に規定する監査法人は、一般社団法人法第2章第3節第3款及び第7款に規定する「会計監査人」ではない。

(監査法人の職務・権限)

第64条

本協会は、前条の監査法人に対し、本協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査させ、会計監査報告書を作成させる。

- 2 前条の監査法人は、本協会に対し、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写を請求し、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの
- 3 前条の監査法人は、本協会の内部統制が健全で安定したものであるかについての意見を役員及び理事会に述べることができる。
- 4 前条の監査法人は、その職務を行うため必要があるときは、理事会及び監事との間で随時必要な協議を行うことができる。

第 1 1 章 定款の変更等

(定款の変更)

第 6 5 条

この定款を変更するときは、社員総会特別決議を得なければならない。公益法人認定法第 1 1 条第 1 項に規定する事項の変更については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

(合併)

第 6 6 条

本協会が合併（公益法人認定法第 1 1 条第 1 項の変更の認定申請をする場合を除く。）をするときは、あらかじめ公益法人認定法第 2 4 条第 1 項に規定する届出をし、又は同法第 2 5 条に規定する認可を受けた上で、社員総会特別決議を得なければならない。

(事業の全部又は一部譲渡)

第 6 7 条

本協会がその事業の全部の譲渡（公益法人認定法第 1 1 条第 1 項の変更の認定を申請する場合を除く。）をするときは、あらかじめ公益法人認定法第 2 4 条第 1 項に規定する届出をした上で、社員総会特別決議を得なければならない。但し、事業の一部の譲渡の場合は、社員総会普通決議で足る。

(解散)

第 6 8 条

本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 第 2 0 条第 3 項第 6 号に規定する解散に係る社員総会特別決議があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併により本協会が消滅する場合に限る。）したとき
- (4) 破産手続開始決定があったとき
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

第12章 公益目的取得財産残額の贈与等

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条

本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第70条

本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 専門委員会

(専門委員会)

第71条

理事長は、本協会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議を得て、理事会の諮問機関として専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、専門的な知識等を有する会員の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の委員の任期は2年とし、任期途中で解任する場合、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を要する。
- 4 専門委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

第14章 情報公開

(情報公開)

第72条

本協会の情報公開については、法令の定めによるほか、理事会の決議により定める情報公開規約による。

(公告)

第73条

本協会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事情により前項の電子公告することができない場合、官報に掲載する方法による。

附則

この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に規定する特例社団法人の解散の登記及び公益社団法人の設立の登記をすることを停止条件として効力が発生するものとし、当該登記をした日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に規定する特例社団法人の解散の登記及び公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定に拘わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を翌事業年度の開始日とする。

3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

大島 民義	大塚 嘉隆	橋本 仁	太田 正孝
高柳 雄一	岩崎 充利	福井淳之助	松久 直史
細川 久			

監事

加治木達也	高柳 康夫
-------	-------

4 本協会の最初の代表理事は大島民義、業務執行理事は細川久とする。

公益社団法人 糖業協会
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-9-3
電話 (03)3215-0661